

財関第348号
平成20年3月31日

各 税 関 長 殿

財務省関税局長 青 山 幸 恭

税関官署の開庁時間について

関税法第19条に規定する税関官署の開庁時間については、全国統一的な取扱いを行う観点から、別紙のとおり公示することとし、各税関官署の見やすい場所及びホームページに掲示等を行うこととされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「税関の執務時間外における通関体制の整備について」(平成17年6月15日付財関第771号)は、平成20年3月31日をもって廃止する。